

陸軍當局及吉田兵器兵局長の言明に対する辨駁書

本年三月東京砲兵工廠は、小石川、王子の諸工廠從業員に對し、口實の下に十時間の労働を九時間に短縮した。當時、當局は都下の諸新聞に、「九時間の勞務時間になつても、請負制度であるから職工の勤怠に依つて、收入は多少變化があるけれども、現在の收入より減ずる事はない」とあつた、それだけ仕事があれば何故時間をつめたのか、處が四月十一日（本廠）全十二日（王子）の半期の給料は實際に於て一割五分乃至二割五分の、減收となつた。

それで今度の運動を起したのだ、それを當局の計算では、五分乃至八分位しか、減收にはなつて居らないと言つて居る、これはいづれが眞實であるか。諸君の御判断にまかせる。

年度賞與を三月末、支給しないので諸君の不平であつたことは事實だ、で今度の昇給の問題も、七月に昇給させるのが例であつたのだが、六月に昇給させた、それは七月に昇給させると臨時賞與に一度に出さなければならぬ、諸君の不平が、臨時賞與と双方が混同すると不平が大きくなるから一づ」區分して諸君の不平を切崩そうと言ふ手段に過ぎない、で實際は今年の臨時賞與は、支給しない心算であつたのだ、吾々は當局が事更に、以前から支給する心算であつたのだと言ふなら、それでもよい何も此度の運動で十日分臨時賞與をもらつたのだと意地張りはしない兎に角く此際相互に困るのだから、どんな名稱でもよいから、一錢でも澤山もらつた方がいいではないか。

有難涙だがこぼれる

然し委員が、最初吉田兵器局長にあつた時、大尉や少佐が鉛筆や用紙を以て我々の陳情を筆記して行つた、其の中に共濟組合の、一年の問題に花が咲いて居た、それを二三日経つて朝日新聞に發表した、そして陸軍次官に會つた時もう以前から研究中であつて今日發表したのだと言つて居た。馬鹿らしくて物が言へない、何が研究中なものか、皆我々の團結の力なんだ。

臨時賞與も、支給しない心算であつたし、臨時手當も取る考へで居つたのだが、正義の叫びがうるさひから、勝手な理屈をつけてくだらない、今度の様な發表したのだ。

陸軍大臣會見云々に就いて

委員連が陸軍大臣官邸に押掛けて、山梨大臣に面會を求めた、處が首相官邸閣議中であると言ふから、直ぐに總理大臣官邸へ出掛け、面會を求めて漸くにして秘書官か、玄關番か知らないが、今日は午後二時から東宮殿下的活動寫眞のお催しあるから、會えない明日はどうも都合が悪い明後日十日の午前中に、秘書官の方へ電話を掛けた。

委員連は明後日では都合が悪いから、山梨大臣の會える時間までこゝに待つて居るから、貸して呉れいと言つたら、首相官舎の、玄關子が迷惑そうな顔でそれでは困るから、是非明後日までに會ふと云ふのだから、歸つてもらいたと云ふから、委員連は仕方ないから歸つて來たのだ。

然るに會ふ約束をしないとか、十日の日は神奈川縣へ行く約定してあるから、そんな約束をしない

云ふに至つては二枚舌にも程がある、委員連が諸君を欺いて、陸軍省に押かけて示威的脅威行動とを

敢いて爲したる如きなどと、反対にこちらを非難して、諸君の運動を妨害しようとして居る、當局の

行動及び聲明に至つては聞捨てならない。

殊に笑止千萬なのは、國家の干城を指揮すべき陸軍に、五百か千の労働者が食ふに食はれないから

お願に出掛けたのに『示威的脅威行動』を敢ひて爲したる等と、云ふに至つては、泣事にも程がある認められなひとふふ事である

僕等は陸軍大臣が、會う迄のや團結の力で社會の輿論に、訴へよう大臣は果していつ迄も會はずに居れよいか會たばいつでも會に行く、職工代表を認るとか、認めないと云ふ小問題でない、認めないなら、要求案をなせ、尾野陸軍次官は受理したが、智の足りないので程がある『頭かくして尾かくさず』とはこの事だ。

諸君、泣事に耳を貸すな、此度の運動は食いない切なの運動ではないか

實行委員總代

安田達

和